



卷 頭 言

農 薬 の 安 全 と は

(財)残留農薬研究所 理事長 栗田 年代

最近、十数年ぶりに、厚生省は、食品衛生法に基づく食品成分の規格として、残留農薬基準を改正した。その中には、我が国では農薬としての登録はないが外国で農薬として使用されている化合物も含まれている。また、いわゆる“ポスト・ハーベスト農薬”といわれるものが関心を呼んでいる。

その外、水道法にかかわる水質基準が大巾に改正され、その中に農薬も含まれている。また、公害対策基本法にかかわる水質汚濁についての環境基準が改正され、環境基準として4農薬、要監視項目として12農薬が該当することとなった。関連して、環境庁は、公共用水域の水質の汚濁が生じ人畜に被害を生ずるおそれがある場合の農薬登録を保留する基準の改正を行った。

以上、最近の主な状況を例示したが、農薬をめぐる安全問題が依然として社会的関心を集めている。

一方、市民団体や一部のマスコミ等の農薬批判の様相をみると、相変らず、科学的な考え方をしなかったり、誤解と偏見に満ちていたり、極く例外的な事例を一般化したりすることが目につくのは実に残念である。この根底には、農薬の安全問題を考える際の基本である「安全」とは何か、「危険」とは何かということについての認識不足が横たわっている。

すなわち、「安全」とは何かということを根本に立ちかえて考える必要がある。我が国では「安全」というと、100%、完璧な安全、一切何の配慮もしないでも大丈夫な安全というふうにとらえられている。これらのことについては、生存科学研究所の辛島恵美子氏の「安全の意味を問う」という論文に詳しく述べられている。

るが、農薬以外の分野でも同様なことがあるらしい。

特に、農薬の場合、安全問題は根本的には自然科学の問題であるはずであるが、今や、社会心理学あるいは個人の感性の問題となっているのではないか。従って、科学的な考え方に基づかない議論が横行している。完全無欠な安全、あるいは、少しの不安も許されないという考え方に固執し、安心できないことは不可、不安感が残るからだめという風潮になっているのではなかろうか。

先の辛島氏によれば、「安全」という言葉はよく使われるだけに、内容においてかなり混乱しているといわれ、「安全とは所期目的を達成して、なおかつ、別に害毒の伴わないこと」であるとしている。そして、安全、安泰、安心の混同についても整理されている。

安全問題については、まず第1に科学的な考え方に基づくことが極めて重要である。二・三の事例を挙げれば、天然自然のものは安全であるが人工的合成物は危険であるという誤解は解消すべきである。次に、動物実験で或る化合物の高濃度大量投与が例えばガンを起すという事実は、少用量の場合にも同じことが起きることを意味しない。更に、極く微量の化合物の存在のみをとりあげ、その物質の性質や量についての毒性学的な意味を吟味しないで安全でないというのは非科学的である。

以上事例的に述べてきたが、農薬の安全問題を考える際には、農薬の必要性、有用性、安全性の三つの側面を科学的、総合的に検討することが必要である。また、「安全」の基本概念を正しく理解することが必要である。